

京都府食の安心・安全行動計画  
に基づく施策の実施状況  
(平成24年度)(案)

平成25年3月  
京 都 府

■ 数値目標の達成状況等一覧

取 組 内 容	取組数	計画達成(100%) した取組数	(参考) 80%以上 達成
<b>1 相互理解と府民参画</b>			
食育を通じた知識の向上	4	3 ( 7 5 %)	4 (100%)
情報提供の推進	2	1 ( 5 0 %)	1 ( 50%)
リスクコミュニケーションの推進	2	2 (1 0 0 %)	2 (100%)
府民参画の推進	5	4 ( 8 0 %)	4 ( 80%)
小 計	1 3	1 0 ( 7 7 %)	11( 85%)
<b>2 監視・指導の強化</b>			
食品衛生管理対策	7	7 (1 0 0 %)	7 (100%)
適正な食品表示対策	1	1 (1 0 0 %)	1 (100%)
家畜伝染病の予防対策の徹底及び 監視体制の確保	4	4 (1 0 0 %)	4 (100%)
小 計	1 2	1 2 (1 0 0 %)	12(100%)
<b>3 安心・安全の基盤づくり</b>			
安全な食品の生産・製造・加工及び 流通の確保	7	5 ( 7 1 %)	5( 71%)
安心感向上のための取組	3	1 ( 3 3 %)	2( 67%)
環境に配慮した食品生産等	4	1 ( 2 5 %)	4(100%)
小 計	1 4	7 ( 5 0 %)	11( 79%)
合 計	3 9	2 9 ( 7 4 %)	34 (87%)

## ■ 食の安心・安全行動計画に基づく施策の実施状況(平成24年度)

### 【平成24年度数値目標の達成状況】

○全39項目のうち100%以上達成29項目(74%)

### 【主な施策の実施状況】

柱	取組	計画	実績	計画比	内容
① 相互理解と府民参画	「食農体験農場」の設置箇所数 (累計:箇所)	5	11	220%	野菜の栽培や家畜の飼育、食の安全確保について学べる体験型農場を登録
	食に関する指導計画の策定学校数 (累計:箇所)	411	411	100%	府教育委員会所管の全校で策定
	リスクコミュニケーションの開催回数 (回/年)	10	12	120%	24年度テーマ ・食品中の放射性物質 ・残留農薬 ・京都府における食の安心・安全に関する取組等
	消費者、生産者との意見交換 (回/年)	10	17	170%	24年度テーマ ・有機農業実践者の取組 ・安心・安全な地元産食材の利用について ・農産物直売所における食品表示等
② 監視・指導の強化	家畜伝染病予防法に基づく検査実施頭羽数(千頭羽/年)	20	20	100%	家畜伝染病予防法に基づく対象家畜(牛、豚、鶏等)を定期的に検査
	貝毒プランクトンの監視調査件数 (件/年)	20	20	100%	食中毒の原因となる貝毒の監視のため、海水中の貝毒原因プランクトンの生育状況を調査
	食品等の収去検査検体数 (検体/年)	750	750	100%	府内で生産・製造又は販売される食品等に対し、残留農薬、組換え遺伝子、食品添加物等について検査。
	無承認無許可医薬品の監視 (件/年)	1,000	1,000	100%	「いわゆる健康食品」等の販売広告や店舗を監視し、健康被害の未然防止や違法広告を排除。
	原産地表示等に係る指導・啓発 (店/年)	300	300	100%	食品表示パトロールを通じて、食品表示の適正化について指導啓発 「うなぎ蒲焼」10点を買上げ、原料原産地表示について科学的手法を用いて確認。
③ 安心・安全の基盤づくり	農薬管理指導士の認定者数 (累計:人)	900	1,017	113%	農薬安全使用を推進するリーダーとして、農産物直売所構成員、防除業者等を対象に認定し、適正な農薬の取り扱いを啓発推進。
	食品衛生推進員又は食品衛生指導員による巡回指導(件/年)	5,500	5,500	100%	保健所と連携し、飲食店等の衛生状態の点検を集中的に行い、食品関係事業者に対する指導・助言を積極的に実施。
	トレーサビリティシステムの確保された鶏卵・鶏肉取扱店舗数(累計:店)	50	82	164%	府内大型小売店6店舗を新たに加えた。

## ■ 80%未達成の取組と未達成の理由

80%未達成の取組	未達成の理由と今後の取組	担当課
<p>⑤メールマガジン会員登録者数(人)</p> <p>目標 1,000人 実績 540人 (54%)</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・くらしの安心推進員へのPRなどにより一定増加したが、他へのPR不足や配信内容の魅力不足などにより未達成となった。</li> <li>・今後は、次期行動計画の課題としている府民へのきめ細かな情報発信媒体の一つとして、アンケート等により配信対象者のニーズを把握しながら、配信対象者の満足度を少しでも高められるよう内容・配信方法などの見直し・工夫を行う。</li> <li>・また、くらしの安心推進員の増加計画にも合わせながら府民へのPRを行い、引き続き登録者数の拡大を図る。</li> </ul>	<p>食の安心・安全推進課</p>
<p>⑨食の安心・安全協働サポーター数</p> <p>目標 1,000人 実績 258人 (26%)</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・「くらしの安心推進員」を対象に研修を行い「食の安心・安全協働サポーター」として養成し、一定増加したが、呼びかけ対象の研修対象者数が限られていたことなどから人数目標は未達成となった。</li> <li>・今後は、現在の協働サポーターの活用を図り、府民参画の取組(食品表示の監視やアンケート等による意見提出など)を進めるため、計画的な食品表示等の研修や継続的な情報提供により、知識・資質の向上を図る。</li> <li>・また、くらしの安心推進員の増加計画に合わせて、協働サポーター数の増加にも引き続き努める。</li> </ul>	<p>食の安心・安全推進課</p>
<p>⑳認証GAP(第三者)件数(件)</p> <p>目標 5件 実績 2件 (40%)</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・国庫事業を活用して、GAP手法を導入しようとする産地を支援してきており、GAPに取り組む生産者・産地は着実に増加したものの、認証には経費が必要であり、多様な販売先にGAP認証をPRする必要性も低いことから、認証まで至らず未達成となった。</li> <li>・販路拡大など経営強化に取り組む生産法人等が認証に向けた準備を進めているところであり、認証が取得ができる産地の育成と合わせ、取組の高度化を支援していく。</li> </ul>	<p>農産課</p>
<p>㉑自主的に青果物の残留農薬分析を実施する直売所数</p> <p>目標 15カ所 実績 7カ所 (47%)</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・農薬使用履歴の記帳指導と一体的に実施し、平成23年度は24カ所(120%)となったが、その後国の支援事業が廃止となったことから、JAが運営主体の直売所だけの取組にとどまった。残留農薬分析結果をPRするなど、消費者への情報発信が定着しなかったことが原因。</li> </ul>	<p>農産課</p>

	<ul style="list-style-type: none"> <li>・農薬使用履歴の記帳指導を引き続き進めるなかで、導入可能な国庫事業等も検討しつつ推進を図る。</li> </ul>	
<p>③⑤ きょうと信頼食品 登録事業者数（業 者）</p> <p>目標 150事業者 実績 57事業者 (38%)</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・高い数値目標にチャレンジしたが、「登録基準である工程管理表の作成について手作業の職人技を要する工程の作成が苦労」「少人数で記帳が困難」等の理由で登録事業者数の達成ができなかった。</li> <li>・一方「登録後はクレーム数が大幅に減った」「担当者による差のない統一的な作業ができるようになった」「記帳が当たり前になった」などの評価を得ている。</li> <li>・今後は、パンフレット作成など消費者へのPRを積極的に行い、事業者のメリット感を高めながら、業種毎に戦略的に登録推進を行い、府内食品加工事業者における品質管理レベルの底上げを図る。</li> <li>・併せて、これまで進めてきた☆レベルから、さらにワンランク上の☆☆（二つ星）品質管理プログラムを作成し、挑戦する事業者の登録推進を図る。</li> </ul>	<p>食の安心・安全推進課</p>

## ■ 取組個別表

### 1 相互理解と府民参画

食育を通じて食品の安全性についての基礎知識を深めるとともに、消費者及び食品関連事業者、関係団体、行政等が情報を共有し、意見交換を行い、消費者と食品関連事業者の相互理解を進めます。さらに、京都府の食の安心・安全施策に府民の意見を反映したり、きょうと食の安心・安全協働サポーターや関係者が協働して様々な取組を行うなど府民参画を推進します。

#### (1) 食育を通じた知識の向上

##### 数値目標 ①

取組	21年度 実績	年度別			
			22年度	23年度	24年度 *実績は見込み
食育推進計画 策定市町村の 割合	19% (5市町)	計(累計)	38% (10市町)	50% (13市町)	70% (18市町)
		実績	38% (10市町) (計画比: 100%)	57.7% (15市町) (計画比: 115%)	61.5% (16市町) (計画比: 89%)
<b>取組内容とその効果</b>					
府内5ブロック(乙訓、山城、南丹、中丹、丹後)で市町村食育担当課長会議を開催し、府・各市町村の計画策定や推進状況について、報告・意見交換を行い、計画づくりの必要性や効果を啓発するとともに、計画推進の具体的な取組の参考とした。					
[未達成の理由] 健康増進計画等市町村の他の計画と併せて作成を検討している市町村が、調整不調や改訂時期のタイミングが合わなかった等により作成に至らなかった。					
<b>数値目標の考え方</b>					
京都府食育推進計画期間(H23~27年度)での達成を目指し、毎年3~5市町村の策定を目標にしています。					
<b>参 考</b>					
市町村食育推進計画					
担当課	食育基本法により市町村はその区域内における食育の推進に関する施策についての計画を作成するよう努めなければならないとされています。				
食の安心・安全推進課					

**数値目標** ②

取組	21年度 実績	年度別			
		22年度	23年度	24年度 *実績は見込み	
親子研修会等の開催回数 (回/年)	0	計 画	1	3	5
		実 績	1 (計画比: 100%)	3 (計画比: 100%)	5 (計画比: 100%)
<b>取組内容とその効果</b>					
各地域で実施される親子研修等で、「農薬って使っても安全なの？」 「お肉は生では、食べないで！」といった身近なテーマで食の安全に関する研修を実施した。子供だけでなく親も含め、食の安全に対する基礎的な知識の習得と理解につとめた。					
<b>数値目標の考え方</b>					
出来るだけ多くの府民に参加してもらえよう府内5カ所、各1回開催することを目標にしています。					
<b>参 考</b>					
<b>担当課</b>					
食の安心・安全推進課					

数値目標 ③

取組	21年度 実績	年 度 別			
		22年度	23年度	24年度 *実績は見込み	
「食農体験農場」の設置箇所数（箇所）	0	計画 (累計)	1	1	5
		実績 (累計)	2 (計画比: 200%)	2 (計画比: 200%)	11 (計画比: 220%) 登録10 設置のみで 未登録1
	<b>取組内容とその効果</b>				
	食農体験農場の設置を推進するとともに、平成24年度から登録制度を設け府民への情報提供による利用促進を図った。				
	<b>数値目標の考え方</b>				
	平成26年度20ヶ所（各広域振興局4カ所及び京都乙訓地域4カ所）を目標に、24年度には各広域振興局及び京都乙訓地域に各1カ所ずつとしています。				
<b>参 考</b>					
<b>食農体験農場</b>					
担当課	野菜を栽培したり、家畜を飼育したり、食の安全確保について学んだりできる体験型農場				
食の安心・安全推進課					



**数値目標** ④

取組	21年度 実績	年度別			
		22年度	23年度	24年度 *実績は見込み	
食に関する指導計画の策定 学校数(校)	274	計画	417	412	411
		実績	400 (計画比: 96%)	412 (計画比: 100%)	411 (計画比: 100%)
<b>取組内容とその効果</b>					
<p>京都府食育推進委員会において食育参考資料集を作成配布し、各学校での計画的な食育推進を支援。</p> <p>食に関する指導計画を策定することにより、教職員の共通理解のもと、計画に基づき学校教育活動全体での食育を推進していくことができた。</p>					
<b>数値目標の考え方</b>					
<p>全校(京都府教育委員会所管の学校)での策定を目標にしています。</p>					
<b>参 考</b>					
<p><b>食に関する指導計画</b></p> <p>学校での食育は、子どもたちが「食」について計画的に学ぶことができるよう、給食の時間をはじめ、各教科等における食に関する指導を体系付け、学校教育活動全体を通じて実施することとなります。</p> <p>学校における食育の推進に当たっては、学校全体や学年ごとの指導目標の設定、各教科等における食に関する指導の年間計画などについて盛り込まれた、食に関する指導計画を策定しています。</p>					
担当課					
保健体育課					

(2) 情報提供の推進

数値目標 ⑤

取組	21年度 実績	年度別			
		22年度	23年度	24年度 *実績は見込み	
メールマガジン 会員登録者 数(人)	426	計 画 (累計)	500	500	1,000
		実 績 (累計)	449 (計画比: 89%)	540 (計画比: 108%)	540 (計画比: 54%)
<b>取組内容とその効果</b>					
<p>隔週発行し、くらしの安心推進員、リスクコミュニケーター及び主催するイベント等の場でメールマガジンを紹介し、登録を働きかけた。</p> <p>[未達成の理由]</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・くらしの安心推進員へのPRなどにより一定増加したが、他へのPR不足や配信内容の魅力不足などにより未達成となった。</li> <li>・今後は、次期行動計画の課題としている府民へのきめ細かな情報発信媒体の一つとして、アンケート等により配信対象者のニーズを把握しながら、配信対象者の満足度を少しでも高められるよう内容・配信方法などの見直し・工夫を行う。</li> <li>・また、くらしの安心推進員の増加計画にも合わせながら府民へのPRを行い、引き続き登録者数の拡大を図る。</li> </ul>					
<b>数値目標の考え方</b>					
毎年度、登録者数を増加させることを目標にしています。					
<b>参 考</b>					
<p>メールマガジン</p> <p>京都府の食の安心・安全についての取組とそれに関する報告や調査・検査結果をあらかじめ登録いただいた方に情報提供しています。(原則隔週)</p>					
<b>担当課</b>					
食の安心・安全推進課					

**数値目標** ⑥

取組	21年度 実績	年度別			
		22年度	23年度	24年度 *実績は見込み	
広告ちらしによる情報提供協力店舗数 (店)	106	計(累計) 画	110	120	150
		実績(累計)	106 (計画比: 96%)	136 (計画比: 113%)	150 (計画比: 100%)
	<b>取組内容とその効果</b>				
	各店舗や系列店本部に広く制度内容・情報を伝え、協力店の増加を要請した。				
	<b>数値目標の考え方</b>				
毎年度、協力店舗数を増加させることを目標にしています。					
<b>参 考</b>					
広告ちらしによる情報提供協力店 食品表示の見方、食中毒予防のため気をつけることなど気をつけることなど食の 安心・安全に関する身近な情報について、広告ちらしや店頭での掲示等によって情 報提供を行っています。					
<b>担当課</b>					
食の安心・安全推進課					

(3) リスクコミュニケーションの推進

数値目標 ⑦

取組	21年度 実績	年度別			
		22年度	23年度	24年度 *実績は見込み	
リスクコミュニケーター の 人数(人)	0	計 (累計)	10	20	30
		実 (累計)	10 (計画比: 100%)	24 (計画比: 120%)	32 (計画比: 107%)
<b>取組内容とその効果</b>					
<p>平成22・23年度は、リスクコミュニケーター育成研修を開催し、24名のリスクコミュニケーターを育成した。</p> <p>24年度は大学等と連携して、放射性物質をテーマにリスクコミュニケーターを育成した。</p>					
<b>数値目標の考え方</b>					
<p>府内5地域に年2人を育成、平成22年度～24年度の3年間で計30名の育成を目標としています。</p>					
<b>参 考</b>					
担当課	<p>リスクコミュニケーター 消費者、食品関連事業者等の相互理解を深めるリスクコミュニケーションにおいて、意見や論点を明確にし、相互の意志疎通を円滑にする役割を担う人材のこと。</p>				
食の安心・安全推進課	<p>リスクコミュニケーション リスク分析の全過程において、リスク管理機関、リスク評価機関、消費者、事業者、流通、小売りなどの関係者がそれぞれの立場から相互に情報や意見を交換すること。</p>				

**数値目標** ⑧

取組	21年度 実績	年度別			
		22年度	23年度	24年度 *実績は見込み	
リスクコミュニケーション の開催回数 (回/年)	0	計 画	5	5	10
		実 績	4 (計画比: 80%)	5 (計画比: 100%)	12 (計画比: 120%)
	<b>取組内容とその効果</b>				
	<p>消費者が関心に高いテーマにリスクコミュニケーションを開催。 京都市内だけでなく、広域振興局管内でも食品中の放射性物質等を テーマに開催した。</p> <p>各テーマについて、専門家との意見交換や参加者同士の意見交換を 行った。</p> <p>また、消費者団体と連携した取組や府の施設を利用した体験型のリ スクコミュニケーションの取組を行った。</p> <p><b>【24年度のテーマ】</b> 食品中の放射性物質、残留農薬、京都府の食の安心・安全の取組等</p>				
	<b>数値目標の考え方</b>				
府内5カ所、それぞれ年2回程度開催することを目標にしています。					
<b>参 考</b>					
<b>担当課</b>					
食の安心・安 全推進課					

(4) 府民参画の推進

数値目標 ⑨

取組	21年度 実績	年度別			
		22年度	23年度	24年度 *実績は見込み	
食の安心・安全協働サポーター数(人・団体)	0	計画(累計)	200	200	1,000
		実績(累計)	88 (計画比: 44%)	213 (計画比: 106%)	258 (計画比: 26%)
<b>取組内容とその効果</b>					
<p>消費生活安全センターや市町村と協力して府内各所で食の安心・安全に関する研修会を開催し、食の安心・安全協働サポーターの登録を推進した。</p> <p>サポーターに対し①日常生活の中で見つけた食品表示欠落等の情報の府への提供、②食の安心・安全に関する情報を身近な人に提供、③府が実施するアンケート調査等への協力を依頼している。</p> <p>[未達成の理由]</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・「くらしの安心推進員」を対象に研修を行い「食の安心・安全協働サポーター」として養成し、一定増加したが、呼びかけ対象の研修対象者数が限られていたことなどから人数目標は未達成となった。</li> <li>・今後は、現在の協働サポーターの活用を図り、府民参画の取組(食品表示の監視やアンケート等による意見提出など)を進めるため、計画的な食品表示等の研修や継続的な情報提供により、知識・資質の向上を図る。</li> <li>・また、くらしの安心推進員の増加計画に合わせて、協働サポーター数の増加にも引き続き努める。</li> </ul>					
<b>数値目標の考え方</b>					
毎年度、登録者数を増加させることを目標にしています。					
<b>参 考</b>					
食の安心・安全協働サポーター					
担当課	府は、食の安心・安全協働サポーターを「京都府くらしの安心推進員(食品表示チーム)」に位置付けて推進しています。				
食の安心・安全推進課					

**数値目標** ⑩

取組	21年度 実績	年 度 別			
		22年度	23年度	24年度 *実績は見込み	
食の安心・安全協働サポーター研修会開催回数(回/年)	0	計 画	5	5	5
		実 績	6 (計画比: 120%)	17 (計画比: 340%)	12 (計画比: 240%)
	<b>取組内容とその効果</b>				
	消費生活安全センターや市町村と積極的に協力して京都府の食の安心・安全の取組や食品表示の基礎知識などサポーター活動に必要な知識習得のための研修会を開催した。 今後も引き続き最新の情報を提供していく必要がある。				
	<b>数値目標の考え方</b>				
各振興局と京都市内で年に1回ずつ開催することを目標にしています。					
<b>参 考</b>					
<b>担当課</b>					
食の安心・安全推進課					

**数値目標** ⑪

取組	21年度 実績	年度別			
		22年度	23年度	24年度 *実績は見込み	
食の安心・安全協働サポーターへの食情報の提供(回/年)	0	計 画	24	24	24
		実 績	28 (計画比: 116%)	25 (計画比: 104%)	26 (計画比: 108%)
	<b>取組内容とその効果</b>				
	<p>メールマガジンにより、食の安心・安全に関する情報提供を隔週で行った。平成23年度からは、メールアドレスを持たないサポーターへは2ヶ月に1～2回、郵送により情報を提供し、情報が確実に伝わるようにした。</p>				
	<b>数値目標の考え方</b>				
<p>メールマガジンは、隔週で配信することを目標にしています。</p>					
<b>参 考</b>					
担当課					
食の安心・安全推進課					



**数値目標** ⑫

取組	21年度 実績	年度別			
		22年度	23年度	24年度 *実績は見込み	
消費者、生産者等との意見交換(回/年)	4	計 画	4	4	10
		実 績	9 (計画比: 225%)	6 (計画比: 150%)	17 (計画比: 170%)
<b>取組内容とその効果</b>					
<p>消費者と生産者、食品関連事業者で食の安心・安全に関する意見交換会を「有機農業実践者の取組」、「安心・安全な地元産食材の利用について」、「農産物直売所における食品表示」等をテーマに府内各地で開催した。</p> <p>消費者と食品関連事業者が、各地域及び時事に即したテーマで意見交換を実施することにより、双方の理解を深めることに努めた。</p>					
<b>数値目標の考え方</b>					
府内5カ所、年2回開催することを目標にしています。					
<b>参 考</b>					
<b>食品関連事業者</b>					
<b>担当課</b>	食品製造に携わる方はもちろん、流通関係業者、農林漁業者など、当該事業活動により食品の安全性に影響を及ぼし得るものを行う者				
<b>食の安心・安全推進課</b>					

数値目標 ⑬

取組	21年度 実績	年 度 別			
		22年度	23年度	24年度 *実績は見込み	
食の安心・安全シンポジウム (回/年)	1	計 画	1	1	1
		実 績	1 (計画比: 100%)	1 (計画比: 100%)	1 (計画比: 100%)
	<b>取組内容とその効果</b>				
	<p>きょうと信頼食品登録制度登録事業者及び京のブランド生産者による安心・安全の取組事例を消費者に紹介するとともに、試食をしながら消費者と食品関連事業者とが意見交換を行った。</p> <p>その結果、生産過程における安心・安全の取組について、消費者の理解や安心感の増加、府内産食品への信頼向上に努めた。</p>				
	<b>数値目標の考え方</b>				
<p>消費者と食品関連事業者との相互理解を深めるため、年に1回開催することを目標にしています。</p>					
<b>参 考</b>					
担当課	<p><b>きょうと信頼食品登録制度</b></p> <p>府が定める基準(京の食品安全管理プログラム)を満たす水準の品質管理を行い、生産・製造情報を提供できる食品を府が登録し、府民にその情報を提供する制度</p>				
食の安心・安全推進課	<p><b>京のブランド産品</b></p> <p>京野菜をはじめ農林水産物の中で、優れた品質が保証され、一定の生産量があって市場流通が可能なものを、社団法人京のふるさと産品価格流通安全協会がブランド認証対象品目として24品目を決定しています。それらの品目について、安心・安全と環境に配慮した生産方法への取組等、定められた要件を満たす指定された産地から出荷されるものだけが、ブランドマークを貼られて流通していますが、これを京のブランド産品といいます。</p>				

## 2 監視・指導の強化

消費者行政の一元化を目的に消費者庁が設置されたことに伴い、京都府の関係課で消費者事故等の情報を共有するとともに、消費者あんしんチームを充実させて消費者被害防止に取り組みます。

また、生産から消費までの一貫した監視、指導及び検査を行い、その結果を情報提供します。特に、食品衛生監視・指導に必要な体制及び機器を充実強化して、効果的な収去検査を実施するとともに、食品表示についても監視・指導の強化に努めます。

### (1) 食品衛生管理対策

#### 数値目標 ⑭

取組	21年度 実績	年度別			
		22年度	23年度	24年度 *実績は見込み	
農薬取締法に基づく立入検査件数(件/年)	250	計画	250	250	270
		実績	275 (計画比: 110%)	250 (計画比: 100%)	270 (計画比: 100%)
<b>取組内容とその効果</b>					
<p>府内農薬販売業者に対し、農薬譲受数量の帳簿への記帳等適正に販売・管理等が行われているかどうかについて立入検査を実施。</p> <p>その結果重大な違反はなかったが、届け出た事項の変更に際し、必要な届出ができていないケース等があり、指導を行った。</p> <p>平成22～24年度でほぼ全事業者に立入調査を行い、農薬取締法を啓発した。</p>					
<b>数値目標の考え方</b>					
指導の対象となる農薬の販売業者等(767件)について、約3年に1回、立入検査することを目標にしています。					
<b>参 考</b>					
<b>担当課</b> 食の安心・安全推進課					

**数値目標** ⑮

取組	21年度 実績	年度別			
		22年度	23年度	24年度 *実績は見込み	
肥料取締法に基づく立入検査件数 (件/年)	3	計 画	3	5	10
		実 績	3 (計画比: 100%)	5 (計画比: 100%)	10 (計画比: 100%)
	<b>取組内容とその効果</b>				
	届出書どおりの生産ができているか現場確認するとともに、肥料取締法の遵守を指導するため、肥料生産の届出をしている業者に対し立入検査を行った。				
	<b>数値目標の考え方</b>				
各広域振興局及び本庁各2件を目標にしています。					
<b>参 考</b>					
担当課					
食の安心・安全推進課					

**数値目標** ⑩

取組	21年度 実績	年 度 別			
		22年度	23年度	24年度 *実績は見込み	
家畜伝染病予 防法に基づく 検査実施頭羽 数(千羽/年)	20	計 画	20	20	20
		実 績	20 (計画比: 100%)	20 (計画比: 100%)	20 (計画比: 100%)
<b>取組内容とその効果</b>					
<p>家畜伝染病予防法に基づき、対象となる家畜全頭・羽に対し各伝染病に対する定期検査を行った。</p> <p>その結果、口蹄疫や結核等の重大疾病は見られず、安心・安全な畜産物の供給が期待できる。</p>					
<b>数値目標の考え方</b>					
<p>家畜伝染病予防法に基づく牛、豚、鶏等対象となる家畜の定期検査の頭羽数を目標にしています。</p>					
<b>参 考</b>					
<b>担当課</b>					
畜産課					

数値目標 ⑰

取組	21年度 実績	年 度 別																	
		22年度	23年度	24年度 *実績は見込み															
貝毒プランク トンの監視調 査件数 (件/年)	0	計 画	20	20	20														
		実 績	20 (計画比: 100%)	20 (計画比: 100%)	20 (計画比: 100%)														
<b>取組内容とその効果</b>																			
<p>食中毒の原因となる貝毒の発生状況の監視のため、海水中の貝毒原因プランクトンの生息状況調査を行った。</p> <p>その結果、貝毒原因プランクトンが確認された場合、漁業者に注意喚起を行い、食の安心・安全の確保に努めた。</p>																			
<b>数値目標の考え方</b>																			
<table style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 60%;">周年監視(1回/月)</td> <td style="width: 10%;">1ヶ所</td> <td style="width: 10%;">=</td> <td style="width: 10%;">12回</td> <td style="width: 10%;"></td> </tr> <tr> <td>重要養殖貝出荷時期(4~7月 1回/月)</td> <td>2ヶ所</td> <td>=</td> <td>8回</td> <td></td> </tr> <tr> <td colspan="3"></td> <td style="text-align: right;">合計</td> <td>20回</td> </tr> </table>					周年監視(1回/月)	1ヶ所	=	12回		重要養殖貝出荷時期(4~7月 1回/月)	2ヶ所	=	8回					合計	20回
周年監視(1回/月)	1ヶ所	=	12回																
重要養殖貝出荷時期(4~7月 1回/月)	2ヶ所	=	8回																
			合計	20回															
<b>参 考</b>																			
<b>担当課</b>																			
水産課																			

**数値目標** ⑱

取組	21年度 実績	年度別			
		22年度	23年度	24年度 *実績は見込み	
食品等の収去 検査検体数 (検体/年)	665	計 画	750	750	750
		実 績	740 (計画比: 99%)	750 (計画比: 100%)	750 (計画比: 100%)
<b>取組内容とその効果</b>					
<p>保健環境研究所や拠点保健所（山城北保健所、南丹保健所、中丹西保健所）において、府内で生産・製造又は販売される食品（輸入食品を含む。）等に対し、残留農薬、組換え遺伝子、食品添加物等について検査を実施した。平成24年度は、えだまめ1検体から基準値を超える残留農薬を検出し保健所長が回収命令をおこなった。ただし、健康被害をきたす量ではなかった。</p>					
<b>数値目標の考え方</b>					
<p>最近の食品にまつわる不安や事故を考慮して、専門家の意見を聞きながら収去検体数を設定しています。</p>					
<b>参 考</b>					
<p><b>食品衛生法</b> 食品の安全性の確保のために公衆衛生の見地から必要な規制を講じることにより、飲食に起因する衛生上の危害の発生を防止し、もって国民の健康の保護を図ることを目的としています。</p>					
<p><b>収去検査</b> 食品の安全を確保するために、食品衛生法の規定により、保健所などの職員が販売店などから検査のために必要な量の食品を採取して行う検査のことです。検査の結果、基準に違反する食品については、廃棄や回収などを行うこととなります。</p>					
<b>担当課</b>					
生活衛生課					

**数値目標** ⑱

取組	21年度 実績	年度別			
		22年度	23年度	24年度 *実績は見込み	
食品衛生監視 機動班による 立入検査回数 (件/年)	43	計 画	40	40	40
		実 績	40 (計画比:100%)	40 (計画比:100%)	40 (計画比:100%)
<b>取組内容とその効果</b>					
<p>HACCP施設や大規模製造施設等のうち40施設に対して、食品衛生監視機動班を編成して立ち入り、記録のチェック、拭き取り検査や収去検査などを集中的に実施した結果、これまでの立ち入り事業所においては、特に問題となる事項は無かった。</p> <p>きめ細かに指導することによって、事故や違反食品などの未然防止を図ることができる。</p>					
<b>数値目標の考え方</b>					
<p>食品衛生法に基づいて認証されたHACCP施設、大規模食品製造施設、大規模給食施設等を対象に、約40施設（南部20、中部10、北部10）を目標として監視・指導を行っています。</p>					
<b>参 考</b>					
<b>担当課</b>					
生活衛生課					



**数値目標** ㊟

取組	21年度 実績	年度別			
		22年度	23年度	24年度 *実績は見込み	
無承認無許可 医薬品の監視 (インターネットを含む) 件数(件/年)	427	計 画	750	750	1,000
		実 績	750 (計画比: 100%)	842 (計画比: 112%)	1,000 (計画比: 100%)
<b>取組内容とその効果</b>					
<p>「いわゆる健康食品」等の販売広告（インターネット販売を含む。）や店舗の監視を行い、医薬品的な効能効果を標榜し、薬事法違反が疑われる不適正な広告や違法ドラッグ、「いわゆる健康食品」について、広告内容の削除、販売の中止等の指導を実施。</p> <p>これにより、「いわゆる健康食品」による健康被害の未然防止や違法広告の排除等につながった。</p> <p>平成24年度における年間の監視件数は、22年度から強化したことにより21年度の概ね2倍となっている。特にインターネットによる健康食品等の販売についての監視の強化につながった。</p>					
<b>数値目標の考え方</b>					
<p>インターネット販売や店舗の監視を行い、無承認・無許可の医薬品等に該当するものを確認した場合はすべて指導しており、計画策定年度の実績を上回る監視目標にしています。</p>					
<b>参 考</b>					
担当課					
薬務課					

(2) 適正な食品表示対策

数値目標 ②

取組	21年度 実績	年度別			
		22年度	23年度	24年度 *実績は見込み	
原産地表示等 に係る指導・ 啓発店舗数 (店/年)	322	計 画	300	300	300
		実 績	327 (計画比: 109%)	317 (計画比: 106%)	300 (計画比: 100%)
<b>取組内容とその効果</b>					
<p>食品表示パトロールを通じて、食品表示の適正化について指導啓発を行うとともに、平成24年度は「うなぎ蒲焼」の原料原産地表示の信ぴょう性について、府内業者が表示責任者となっている「うなぎ蒲焼」10点を買上げ、科学的手法を用いて確認した。</p> <p>その結果、疑義は確認されなかった。</p> <p>継続して実施することにより、表示適正店舗数の増加や産地偽装等の表示違反の抑止につながっている。</p>					
<b>数値目標の考え方</b>					
各広域振興局及び本庁で実施可能な件数を目標にしています。					
<b>参 考</b>					
<b>食品表示パトロール</b>					
<b>担当課</b>	平成21年度から開始した京都府独自の取組。産地偽装など食品表示に関する事件が多発する中、JAS法、食品衛生法及び不当景品類及び不当表示防止法に関わる職員が合同で店舗に対して巡回調査を実施することにより、違反事実に効率的かつ迅速に対応し、食の安心・安全を確保しようとするものです。				
<b>食の安心・安全推進課</b>					

(3) 家畜伝染病の予防対策の徹底及び監視体制の確保

数値目標 ②

取組	21年度 実績	年度別		
		22年度	23年度	24年度 *実績は見込み
全養鶏農家等 (千羽以上)への巡回指導回数 (回/年)	4	計画	4	4
		実績	8 (計画比: 200%)	4 (計画比: 100%)
<b>取組内容とその効果</b>				
<p>家畜保健衛生所が異常鶏の有無を確認するとともに、防鳥ネットや野生小動物の侵入防止の点検を行った。 その結果、鳥インフルエンザの発生を予防することができた。</p>				
<b>数値目標の考え方</b>				
<p>四半期毎に巡回指導することを目標にしています。 (対象: 千羽以上飼養の養鶏農家 全85戸)</p>				
<b>参 考</b>				
担当課				
畜産課				

**数値目標** ㉓

取組	21年度 実績	年度別		
		22年度	23年度	24年度 *実績は見込み
全養鶏農家等 (千羽未満)への巡回指導回数 (回/年)	1	計画	1	1
		実績	1 (計画比: 100%)	1 (計画比: 100%)
	<b>取組内容とその効果</b>			
	<p>野鳥の侵入防止や消毒の徹底について、ちらし等を配布して注意喚起を行った。</p> <p>その結果、鶏飼養者における疾病予防の意識を向上させるとともに、鳥インフルエンザの発生を予防することができた。</p>			
	<b>数値目標の考え方</b>			
	<p>年1回巡回指導することを目標にしています。</p> <p>(対象: 千羽未満飼養の養鶏農家及び愛玩鶏飼養者全戸 (合計846戸))</p>			
<b>参 考</b>				
担当課				
畜産課				

**数値目標** ②

取組	21年度 実績	年度別			
			22年度	23年度	24年度 *実績は見込み
養鶏農家モニタリング検査実施戸数	毎月 12戸	計 画	毎月12戸	毎月12戸	毎月12戸
		実 績	毎月12戸 (計画比: 100%)	毎月12戸 (計画比: 100%)	毎月12戸 (計画比: 100%)
<b>取組内容とその効果</b>					
<p>鳥インフルエンザウイルスの侵入を監視するため、ウイルス検査・抗体検査を行った。その結果、全て陰性。 ウイルスが確認された場合には、鳥インフルエンザの早期発見と被害の最小化が期待できる。</p>					
<b>数値目標の考え方</b>					
<p>各地域（京都山城、南丹、中丹、丹後）において、3戸ずつ毎月実施することを目標にしています。</p>					
<b>参 考</b>					
担当課					
畜産課					

**数値目標** ㊦

取組	21年度 実績	年度別			
		22年度	23年度	24年度 *実績は見込み	
養鶏農家全戸 鶏抗体検査実 施回数 (回/年)	4	計 画	4	4	4
		実 績	4 (計画比: 100%)	4 (計画比: 100%)	4 (計画比: 100%)
	<b>取組内容とその効果</b>				
	千羽以上を飼養する全養鶏農家の鶏から年4回検査材料を採取し、抗体検査を行った。その結果、全て陰性。 陽性と確認された場合、鳥インフルエンザの早期発見と被害の最小化が期待できる。				
	<b>数値目標の考え方</b>				
	年4回抗体検査することを目標にしています。 (対象: 千羽以上飼養の養鶏農家 全85戸)				
	<b>参 考</b>				
	<b>担当課</b>				
	畜産課				

### 3 安心・安全の基盤づくり

食品の安全性を高水準で確保するため、生産から消費に至る工程の各段階に応じて食品関連事業者による安全性向上、安心感の向上のための生産・製造情報の提供や大学との連携、さらには環境に配慮した取組を促進します。

#### (1) 安全な食品の生産・製造・加工及び流通の確保

##### 数値目標 ㉔

取組	21年度 実績	年度別			
		22年度	23年度	24年度 *実績は見込み	
農薬講習会の 参加者数 (人/年)	559	計 画	480	480	500
		実 績	480 (計画比: 100%)	496 (計画比: 103%)	543 (計画比: 109%)
<b>取組内容とその効果</b>					
<p>農薬取扱者及び農薬管理指導士の更新対象者に、農薬に関する関係法令や適正な使及び保管の方法、農薬を取り巻く最新の情報等についての講習会を実施した。</p> <p>農薬を適正に取り扱う事により、農薬による危被害を防ぐことが期待される。</p>					
<b>数値目標の考え方</b>					
希望者すべてが参加できる体制を維持することを目標にしています。					
<b>参 考</b>					
<b>担当課</b>					
食の安心・安全推進課					

**数値目標** ㉗

取組	21年度 実績	年度別			
		22年度	23年度	24年度 *実績は見込み	
農薬管理指導士 の認定者数 (人)	856	計 画 (累計)	890	950	900
		実 績 (累計)	913 (計画比: 103%)	962 (計画比: 101%)	1,017 (計画比: 113%)
<b>取組内容とその効果</b>					
<p>農薬安全使用を推進するリーダーとして、農産物直売所構成員、防除業者、農薬販売者、ゴルフ場関係者等を対象に農薬管理指導士として認定。</p> <p>農薬管理指導士の活躍で、適正に農薬が取り扱われることにより、農薬による危被害を防ぐことが期待される。</p>					
<b>数値目標の考え方</b>					
<p>認定希望者すべての養成研修受入体制を整えることを目標にしています。</p>					
<b>参 考</b>					
<p><b>農薬管理指導士</b></p> <p>農薬取扱業者等のうち、農薬に関する専門的な知識を有し、農薬の取扱い及び使用に対する安全確保について強い意欲を持っている者が、講習会を受講し、かつ、認定試験に合格した場合に、京都府知事が認定しています。</p>					
<b>担当課</b>					
食の安心・安全推進課					



**数値目標** ㊸

取組	21年度 実績	年度別			
		22年度	23年度	24年度 *実績は見込み	
認証GAP (第三者)件数 (件)	2	計 画	3	3	5
		実 績	2 (計画比: 67%)	2 (計画比: 67%)	2 (計画比: 40%)
<b>取組内容とその効果</b>					
<p>産地でGAP手法の導入を促進するため、農場評価のできる指導者研修会を開催し、併せて生産者団体のGAP推進の取り組みを支援。 GAP手法を取り入れる産地、品目、農家数は着実に増えつつある。</p> <p>[未達成の理由]</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・国庫事業を活用して、GAP手法を導入しようとする産地を支援してきており、GAPに取り組む生産者・産地は着実に増加したものの、認証には経費が必要であり、多様な販売先にGAP認証をPRする必要性も低いことから、認証まで至らず未達成となった。</li> <li>・販路拡大など経営強化に取り組む生産法人等が認証に向けた準備を進めているところであり、認証が取得ができる産地の育成と合わせ、取組の高度化を支援していく。</li> </ul>					
<b>数値目標の考え方</b>					
<p>人と環境にやさしい農業推進プランの目標値（平成26年度認証GAP件数5）及び状況を勘案して、実現可能な数値を目標にしています。</p>					
<b>参 考</b>					
<b>農業生産工程管理手法（GAP）</b>					
担当課	<p>GAP手法（Good Agricultural Practice）とは、農業者自らが、(1)農作業の点検項目を決定し、(2)点検項目に従い農作業を行い、記録し、(3)記録を点検・評価し、改善点を見出し、(4)次回の作付けに活用するという一連の「農業生産工程の管理手法」（プロセスチェック手法）のことです。GAP手法は、農産物の安全確保のみならず、環境保全、農産物の品質の向上、労働安全の確保等に有効な手法であり、このような生産工程の管理手法を我が国の多くの産地・農業者が取り入れ、自らの営農・生産条件や実力に応じて取り組むことが、安全な農産物の安定的な供給、環境保全、農業経営の改善・効率化の実現につながるものです。また、生産された農産物の安全性や品質の確保等について消費者・食品事業者等の信頼を確保する上でも有効な手法となります。</p>				
農産課					

**数値目標** ㊟

取組	21年度 実績	年度別			
		22年度	23年度	24年度 *実績は見込み	
自主的に青果物の残留農薬分析を実施する直売所数	11	計 画	14	20	25 (15)*
		実 績	18 (計画比: 129%)	24 (計画比: 120%)	7 (計画比: 28%)
	<b>取組内容とその効果</b>				
<p>分析に対する支援対策が今年度から廃止されたことから取り組む直売所が激減し、JAが運営母体となっている直売所だけでの実施に止まった。</p> <p>分析を実施したところでは、利用者へのPRを通じて安心・安全な農産物の生産拡大が期待できる。</p> <p>[未達成の理由]</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・農薬使用履歴の記帳指導と一体的に実施し、平成23年度は24か所(120%)となったが、その後国の支援事業が廃止となったことから、JAが運営主体の直売所だけの取組にとどまった。残留農薬分析結果をPRするなど、消費者への情報発信が定着しなかったことが原因。</li> <li>・農薬使用履歴の記帳指導を引き続き進めるなかで、導入可能な国庫事業等も検討しつつ推進を図る。</li> </ul>					
<b>数値目標の考え方</b>					
前年実績から2直売所を上積みしています。					
* ( ) は計画策定時の目標数					
<b>参 考</b>					
担当課					
農産課					

**数値目標** ㊟

取組	21年度 実績	年度別			
		22年度	23年度	24年度 *実績は見込み	
水産養殖事業者の巡回指導 件数(件/年)	23	計 画	25	25	25
		実 績	25 (計画比: 100%)	25 (計画比: 100%)	25 (計画比: 100%)
<b>取組内容とその効果</b>					
府内の養殖業者に対し、給餌及び動物用医薬品使用の方法等について聞き取るとともに、検体の提供を受け、医薬品の残存状況について検査を行った。その結果、問題となる事例はなかった。					
<b>数値目標の考え方</b>					
給餌や動物用医薬品の適正使用について、府内の養殖業者（約40業者；この中には、河川等における養殖事業者を含みます。）を2年に一度、巡回指導することを目標にしています。					
<b>参 考</b>					
担当課					
水産課					

**数値目標** ㊦

取組	21年度 実績	年度別																						
		22年度	23年度	24年度 *実績は見込み																				
二枚貝生産者 への巡回指導 件数(件/年)	0	計 画	15	15	15																			
		実 績	15 (計画比: 100%)	15 (計画比: 100%)	15 (計画比: 100%)																			
<b>取組内容とその効果</b>																								
<p>丹後とり貝等の二枚貝生産者に対して、出荷基準に基づいた規格の選別や、安全性の検査等を指導。品質や安全性の確保を図った。</p>																								
<b>数値目標の考え方</b>																								
<table style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 60%;">トリガイ養殖(舞鶴、宮津及び久美浜)</td> <td style="width: 10%;">4回/年</td> <td style="width: 10%;">×</td> <td style="width: 10%;">3ヶ所</td> <td style="width: 10%;">=12回</td> </tr> <tr> <td>イワガキ養殖</td> <td>2回/年</td> <td></td> <td></td> <td>= 2回</td> </tr> <tr> <td>その他貝類養殖</td> <td>1回/年</td> <td></td> <td></td> <td>= 1回</td> </tr> <tr> <td colspan="4" style="text-align: right;">合計</td> <td>15回</td> </tr> </table>					トリガイ養殖(舞鶴、宮津及び久美浜)	4回/年	×	3ヶ所	=12回	イワガキ養殖	2回/年			= 2回	その他貝類養殖	1回/年			= 1回	合計				15回
トリガイ養殖(舞鶴、宮津及び久美浜)	4回/年	×	3ヶ所	=12回																				
イワガキ養殖	2回/年			= 2回																				
その他貝類養殖	1回/年			= 1回																				
合計				15回																				
<b>参 考</b>																								
<b>担当課</b>																								
水産課																								

**数値目標** ㊦

取組	21年度 実績	年度別			
		22年度	23年度	24年度 *実績は見込み	
食品衛生推進員又は食品衛生指導員による巡回指導件数(件/年)	5, 220	計 画	5, 200	5, 400	5, 500
		実 績	5, 200 (計画比:100%)	5, 400 (計画比:100%)	5, 500 (計画比:100%)
	<b>取組内容とその効果</b>				
	<p>保健所と連携し、飲食店等の衛生状態の点検を集中的に行い、食品関係事業者に対する指導・助言を積極的に実施。 その結果、食品衛生上問題のある施設はなかった。 また、食品衛生に対する意識向上が図られた。</p>				
<b>数値目標の考え方</b>					
<p>食中毒の起こりやすい期間等に指導対象施設(約12,000件)に対して、食中毒予防のために効果的な指導・助言を実施し、自主的な衛生管理を推進することを目標にしています。</p>					
<b>参 考</b>					
<p><b>食品衛生指導員</b> (社)京都府食品衛生協会等が行う指導員養成教育の課程を修了した者で、食品衛生協会における活動の中核として、個々の営業施設を指導するなど実践的な活動を行っており、食品関連事業者による自主的な衛生管理体制の確立に大きく貢献しています。</p>					
<p><b>食品衛生推進員</b> (社)京都府食品衛生協会から社会的信望があり、かつ、食品衛生の向上に熱意と識見を有する者について推薦を受けて、食品衛生法の規定により、知事が食品衛生推進員(京の食“安全見張り番”)を委嘱しています。平成15年度に設置し、食品関連事業者の自主衛生管理を推進するための指導、助言等の活動を行っています。</p>					
<b>担当課</b>	生活衛生課				

(2) 安心感向上のための取組

数値目標 ⑳

取組	21年度 実績	年度別			
		22年度	23年度	24年度 *実績は見込み	
ホームページ による情報提 供品目数 (品目)	14	計 画	15	15	16
		実 績	14 (計画比: 93%)	14 (計画比: 93%)	14 (計画比: 88%)
<b>取組内容とその効果</b>					
<p>京野菜の生産履歴情報（農薬使用回数、肥料削減内容）開示について、新たな品目増加に向けて取り組みを進め、平成25年度に新たに2品目の開示が行える見込み。</p> <p>京野菜の生産履歴を開示することで、購入した野菜のトレーサビリティが確保され、消費者に安心・安全感を与えている。</p> <p>[未達成の理由] 出荷袋のデザイン変更など流通面の整備が遅れたため（25年度は達成見込み。）</p>					
<b>数値目標の考え方</b>					
生産量の多い京野菜16品目を選定しています。					
<b>参 考</b>					
担当課					
農産課					

**数値目標** ③④

取組	21年度 実績	年度別			
		22年度	23年度	24年度 *実績は見込み	
トレーサビリティシステムの確保された鶏卵・鶏肉取扱店舗数(店)	21	計画	30	70	50
		実績	66 (計画比: 220%)	76 (計画比: 109%)	82 (計画比: 164%)
<b>取組内容とその効果</b>					
<p>京都府内の大型小売店6店舗が新たにトレーサビリティシステムの確保された鶏卵・鶏肉を取扱うこととなった。 その結果、府民の食の安心・安全を高めることが期待できる。</p>					
<b>数値目標の考え方</b>					
<p>鶏卵・鶏肉に関する府民の食の安心・安全を高めることが出来るよう取扱店舗数が増加することを目標にしています。</p>					
<b>参 考</b>					
<p>トレーサビリティシステム</p>					
担当課	<p>記録の追跡により、ある商品の流通経路が確認できる状態をいいます。</p>				
畜産課	<p>食品では、食品の生産、加工、流通などの各段階で原材料の出所や食品の製造元、販売先などを記録・保管し、食品とその情報とを追跡できるようにすることで、食中毒などの早期原因究明や問題食品の迅速な回収、適切な情報の提供などにより消費者の信頼確保に役立つものをいいます。</p>				

数値目標 ③

取組	21年度 実績	年度別			
		22年度	23年度	24年度 *実績は見込み	
きょうと信頼 食品登録事業 者等数 (業者)	44	計(累計) 画	100	100	150
		実(累計) 績	50 (計画比: 50%)	52 (計画比: 52%)	57 (計画比: 38%)
<b>取組内容とその効果</b>					
<p>紹介パンフレットを作成し、各種講習会・イベントで配布し、府民への浸透に努めた。</p> <p>[未達成の理由]</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・高い数値目標にチャレンジしたが、「登録基準である工程管理表の作成について手作業の職人技を要する工程の作成が苦労」「少人数で記帳が困難」等の理由で登録事業者数の達成ができなかった。</li> <li>・一方「登録後はクレーム数が大幅に減った」「担当者による差のない統一的な作業ができるようになった」「記帳が当たり前になった」などの評価を得ている。</li> <li>・今後は、パンフレット作成など消費者へのPRを積極的に行い、事業者のメリット感を高めながら、業種毎に戦略的に登録推進を行い、府内食品加工事業者における品質管理レベルの底上げを図る。</li> <li>・併せて、これまで進めてきた☆レベルから、さらにワンランク上の☆☆(二つ星)品質管理プログラムを作成し、挑戦する事業者の登録推進を図る。</li> </ul>					
<b>数値目標の考え方</b>					
登録に必要な「京の食品安全管理プログラム」を作成し登録を進めている13食品を中心に、毎年50事業者の登録増加を目標にしています。					
<b>参 考</b>					
きょうと信頼食品登録制度					
担当課	府が定める基準(京の食品安全管理プログラム)を満たす水準の品質管理を行い、				
食の安心・安全推進課	生産・製造情報を提供できる食品を府が登録し、府民にその情報を提供する制度				



(3) 環境に配慮した食品生産等

数値目標 ③⑥

取組	21年度 実績	年度別			
		22年度	23年度	24年度 *実績は見込み	
京都こだわり 農法による出 荷量 (t/年)	2,672	計 画	2,350	2,375	2,400
		実 績	2,263 (計画比: 96%)	2,247 (計画比: 95%)	2,280 (計画比: 95%)
<b>取組内容とその効果</b>					
<p>京都こだわり農法に取り組むブランド認証産地の栽培面積は、ほんまもん京ブランド産地支援事業等の効果により、平成23年度の409haから419haに増加し、また今年度から新たなブランド認証品目として「京夏ずきん」が加わった。</p> <p>[未達成の理由] 高齢化により生産者数が減少している中、府南部地域の豪雨被害や秋以降の低温による影響から、出荷量は前年並みにとどまった。</p>					
<b>数値目標の考え方</b>					
<p>平成20年度時点での実績(2,300t)に基づき、過去最高実績(2,400t)を達成するため、平成21年から24年まで毎年25t増を目標にしています。</p>					
<b>参 考</b>					
<p>京都こだわり農法 たい肥と有機質肥料による健康な土づくりや輪作を基本とする京都の伝統的な栽培方法と天敵の利用など新しい技術を組み合わせた減農薬、減化学肥料栽培を実践する京都独自の生産方式</p>					
担当課					
農産課					

数値目標 ⑳

取組	21年度 実績	年 度 別			
			22年度	23年度	24年度 *実績は見込み
エコファーマーの認定件数 (件)	796	計 画	860	875	1,100
		実 績	800 (計画比: 93%)	992 (計画比: 113%)	1,070 (計画比: 97%)
<b>取組内容とその効果</b>					
<p>環境保全型農業直接支援対策により、農薬及び化学肥料の使用量を慣行の5割以上低減する取り組みにメリットが生まれ、販売促進の取組と併せて、特別栽培米栽培農家等のエコファーマーの申請が増加。</p> <p>[未達成の理由] 環境保全型農業直接支援対策の要件の見直し等により、「堆肥の施用」が支援対象となるのが25年度にずれ込んだことから、当初想定よりやや認定数が下回る結果となった。</p>					
<b>数値目標の考え方</b>					
<p>平成21年度実績を基準に取組実績（認定件数60件/年）を勘案して設定した「人と環境にやさしい農業推進プラン」の数値（H26 1,100件）を目標にしています。</p>					
<b>参 考</b>					
<b>エコファーマー</b>					
<b>担当課</b>	<p>持続性の高い農業生産方式の導入の促進に関する法律（平成11年法律第110号）に基づき、知事からたい肥等による土づくりと化学肥料や化学合成農薬の使用の低減を一体的に行う農業生産方式を導入する計画について認定を受けた農業者の愛称。</p>				
<b>農産課</b>	<p><b>環境保全型農業直接支援対策</b></p> <p>農業分野が有する環境保全機能を一層発揮させることを目的に、地球温暖化防止や生物多様性保全等に効果の高い営農活動に取り組む農業者に、取り組みに伴う「かかり増し経費」を直接支援。</p> <p>(支援内容)</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1 農業者等が化学肥料・化学合成農薬を原則慣行の5割以上低減</li> <li>2 地球温暖化や生物多様性保全等に効果の高い営農活動（※）</li> </ol> <p>1と2をセットで取り組む場合 <u>10aあたり 8,000円を支援</u></p> <p>(※) カバークロップ（緑肥）、リビングマルチ、草生栽培、冬期湛水、有機栽培</p>				

**数値目標** ㊦

取組	21年度 実績	年度別			
		22年度	23年度	24年度 *実績は見込み	
特別栽培米の 栽培面積 (ha)	736	計 画	1,000	1,000	1,000
		実 績	773 (計画比: 77%)	794 (計画比: 79%)	828 (計画比: 83%)
<b>取組内容とその効果</b>					
<p>「京の米産地づくり事業」等の実施により、特別栽培米を生産する組織づくりや生産出荷体制の確立を支援。</p> <p>特色ある米づくりにより、生産者、消費者の双方にとって魅力ある米づくりを行うことができた。</p> <p>[未達成の理由]</p> <p>販売先を確保しない出荷体制では、米価下落のあおりを受け、特別栽培米生産の労力に見合った価格を確保することができないため、作付面積が伸び悩んでいる。</p> <p>今後、販売と結びついた出荷体制を併せて構築することで、価格競争に巻き込まれない魅力ある米づくりを進める。</p> <p>また、京の米産地づくり事業により、機械導入と併せ規模拡大をすすめ、特別栽培米生産の低コスト化を図る。</p>					
<b>数値目標の考え方</b>					
<p>水稻生産量のうち、一般流通している米の2割程度の栽培面積を目標として設定しています。</p>					
<b>参 考</b>					
<p>特別栽培米</p> <p>国の「特別栽培農産物に係る表示ガイドライン」の基準に従い、化学肥料と化学合成農薬の使用量を地域での一般的な使用量から50%以上減らし、さらに、確認責任者の確認を受けた米のことをいいます。</p>					
担当課					
農産課					

**数値目標** ③

取組	21年度 実績	年度別			
		22年度	23年度	24年度 *実績は見込み	
水産養殖事業者の巡回指導 件数(件/年)	23	計 画	25	25	25
		実 績	25 (計画比: 100%)	25 (計画比: 100%)	25 (計画比: 100%)
<b>取組内容とその効果</b>					
<p>府内の養殖業者を訪問し、養殖密度等を確認。 その結果、適正な管理が行われており、業者の衛生管理に対する意識向上が図れた。</p>					
<b>数値目標の考え方</b>					
<p>適正な養殖管理が行われるように、府内の養殖業者（約40業者；この中には、河川等における養殖事業者を含みます。）を2年に一度、巡回指導することを目標にしています。</p>					
<b>参 考</b>					
<b>担当課</b>					
水産課					